

第 83 回国民スポーツ大会
桐生市準備委員会

第 2 回総会 (書面開催)



**JAPAN
GAMES**



キノピー

GUNMA 2029

湯けむり国スポ・全スポ 83rd JAPAN GAMES
28th National Sports Festival
for People with a Disability

令和 8 年 8 月 3 日

第 83 回国民スポーツ大会桐生市準備委員会

第 2 回総会（書面開催） 目次

◆報告事項

第 83 回国民スポーツ大会桐生市準備委員会委員等の変更について	1
第 83 回国民スポーツ大会桐生市準備委員会名簿	3

◆議 事

第 1 号議案	
湯けむり国スポぐんま桐生市実行委員会の設置について（案）	7

第 83 回国民スポーツ大会桐生市準備委員会委員等の変更について

第 83 回国民スポーツ大会桐生市準備委員会会則第 8 条第 3 項に基づき、令和 8 年 3 月 25 日から 8 月 2 日までの間における第 83 回国民スポーツ大会桐生市準備委員会委員等の変更について、次のとおり報告いたします。

記

所属機関・団体名・役職名の変更

新	旧
東日本旅客鉄道株式会社群馬事業本部 総務部 企画部長	東日本旅客鉄道株式会社高崎支社 企画総務部 企画部長

副会長

(順不同・敬称略)

所属機関・団体	新任者	前任者
一般社団法人桐生市観光物産協会	副会長 新井 伊知郎	会長 宮地 由高

常任委員

(順不同・敬称略)

所属機関・団体・役職	新任者	前任者
群馬県高等学校野球連盟 会長	齊藤 宏之	上原 清司
桐生朝日自動車株式会社 代表取締役	藤田 直樹	高橋 直樹
桐生市立小学校長会 会長	渡邊 真宏	櫻井 禎人
桐生市立中学校長会 会長	金井 仁史	楡井 正弥
桐生市中学校体育連盟 会長	堀越 正樹	山藤 一也
桐生市市民生活部 部長	なし	齊藤 博功

委員

(順不同・敬称略)

所属機関・団体・役職	新任者	前任者
東武鉄道株式会社 経営企画本部 部長	小林 立樹	椎山 博司
群馬県トラック協会 桐生支部 支部長	須田 昇	長谷川 義雄
桐生商工会議所青年部 会長	吉田 慶彦	齋藤 一直
桐生市 P T A 連絡協議会 会長	北村 雄大	稲垣 真介
桐生市公立保育園・認定こども園長会 会長	田島 友美	津久井 正美
桐生市保健福祉部 部長	伊藤 裕司	宮地 敏郎
桐生市保健福祉部 参与	なし	小山 貴之

桐生市産業経済部 部長	今泉 勝浩	新井 八寿代
桐生市都市整備部 部長	大澤 順	岡部 千明
桐生市都市整備部 参事	河内 浩幸	大澤 順
桐生市教育委員会教育部 部長	河合 恵子	森 広一
桐生市教育委員会教育部 参事	須藤 英隆	渡邊 真宏

監事

(順不同・敬称略)

所属機関・団体・役職	新任者	前任者
桐生市監査委員事務局 事務局長	瀬谷 和穂	伊藤 裕司

参与

(順不同・敬称略)

所属機関・団体・役職	新任者	前任者
株式会社朝日新聞社 前橋総局 総局長	星井 麻紀	八木 正則
株式会社産業経済新聞社 前橋支局 支局長	佐藤 克史	風間 正人

第 83 回国民スポーツ大会桐生市準備委員会名簿

会長 1 名

(順不同・敬称略)

NO.	区 分	所属機関・団体	役 職	氏 名
1	市関係	桐生市	市長	荒木 恵司

副会長 7 名

(順不同・敬称略)

NO.	区 分	所属機関・団体	役 職	氏 名
1	市議会関係	桐生市議会	議長	人見 武男
2	スポーツ関係	公益財団法人桐生市スポーツ文化事業団	理事長	高橋 清晴
3	スポーツ関係	桐生市体育協会	会長	北川 洋
4	産業・経済関係	桐生商工会議所	会頭	津久井真澄
5	宿泊・観光・衛生関係	一般社団法人桐生市観光物産協会	副会長	新井伊知郎
6	市関係	桐生市	副市長	西條 敦史
7	市関係	桐生市教育委員会	教育長	小林 一弘

常任委員 20 名

(順不同・敬称略)

NO.	区 分	所属機関・団体	役 職	氏 名
1	スポーツ関係	桐生市スポーツ推進審議会	会長	北川 洋
2	スポーツ関係	桐生市スポーツ推進委員会	会長	齋藤 浩司
3	競技団体関係	群馬県野球連盟	会長	樋口 半司
4	競技団体関係	群馬県高等学校野球連盟	会長	齊藤 宏之
5	競技団体関係	群馬県ラグビーフットボール協会	会長	中澤 則行
6	競技団体関係	群馬県バドミントン協会	会長	新木 敬司
7	競技団体関係	一般社団法人群馬県卓球協会	会長	茂木 暁至
8	競技団体関係	群馬スポーツ鬼ごっこ連盟	代表	川上 理香
9	輸送・交通関係	一般社団法人群馬県バス協会	会長	佐藤 俊也
10	輸送・交通関係	桐生朝日自動車株式会社	代表取締役	藤田 直樹
11	輸送・交通関係	桐生地区ハイヤー協議会	会長	小林 康人
12	宿泊・観光・衛生関係	桐生旅館ホテル組合	組合長	吉田 初
13	医療・福祉関係	一般社団法人桐生市医師会	会長	菊地 一真
14	教育・学校関係	桐生市立小学校長会	会長	渡邊 真宏
15	教育・学校関係	桐生市立中学校長会	会長	金井 仁史
16	教育・学校関係	桐生市小学校体育研究会	会長	石島 保
17	教育・学校関係	桐生市中学校体育連盟	会長	堀越 正樹
18	教育・学校関係	桐生・みどり地区高等学校等校長会	会長	新井 高広
19	県関係	群馬県桐生警察署	署長	黒澤 泉
20	市関係	桐生市消防本部	消防長	殿岡 丈直

委員 44 名

(順不同・敬称略)

NO.	区 分	所属機関・団体	役 職	氏 名
1	市議会関係	桐生市議会	副議長	山之内 肇
2	市議会関係	桐生市議会教育民生委員会	委員長	辻 正男
3	市議会関係	桐生市議会教育民生委員会	副委員長	小島 強
4	競技団体関係	桐生ラグビー協会	会長	清水 英毅
5	競技団体関係	桐生市バドミントン協会	会長	小池 裕
6	競技団体関係	群馬県高等学校野球連盟	理事長	城田 雅人
7	競技団体関係	桐生市卓球協会	理事長	金井 肇
8	競技団体関係	群馬スポーツ鬼ごっこ連盟	副代表	飯島 理恵
9	輸送・交通関係	東日本旅客鉄道株式会社 群馬事業本部	総務部 企画部長	野澤 浩一
10	輸送・交通関係	上毛電鉄株式会社	代表取締役	橋本 隆
11	輸送・交通関係	わたらせ渓谷鐵道株式会社	代表取締役	布施 正明
12	輸送・交通関係	東武鐵道株式会社	経営企画本部 部長	小林 立樹
13	輸送・交通関係	群馬県トラック協会 桐生支部	支部長	須田 昇
14	産業・経済関係	新田みどり農業協同組合	代表理事組合長	新井 順一
15	産業・経済関係	桐生商店連盟協同組合	理事長	今川 守
16	産業・経済関係	桐生織物協同組合	理事長	周東 通人
17	産業・経済関係	桐生市新里商工会	会長	渡邊 幸男
18	産業・経済関係	桐生市黒保根商工会	会長	金子 敬
19	産業・経済関係	桐生商工会議所青年部	会長	吉田 慶彦
20	医療・福祉関係	社会福祉法人桐生市社会福祉協議会	会長	高松 富雄
21	医療・福祉関係	桐生厚生総合病院	院長	加藤 広行
22	医療・福祉関係	一般社団法人桐生市歯科医師会	会長	星野 浩之
23	医療・福祉関係	一般社団法人桐生薬剤師会	会長	高橋 一之
24	教育・学校関係	桐生市 PTA 連絡協議会	会長	北村 雄大
25	教育・学校関係	桐生市立幼稚園長会	会長	荒居 佳代
26	教育・学校関係	桐生市公立保育園・認定こども園長会	会長	田島 友美
27	教育・学校関係	桐生私立保育連盟	会長	村野 宣祥
28	教育・学校関係	桐生市私立幼稚園協会	会長	高橋 昇
29	市民団体・各種団体	桐生市区長連絡協議会	会長	朝倉富美夫
30	市民団体・各種団体	桐生市文化協会	会長	蓼沼 敏夫
31	市民団体・各種団体	桐生市国際交流協会	会長	津久井真澄
32	市民団体・各種団体	一般社団法人桐生青年会議所	理事長	吉野 隆雅
33	市関係	桐生市共創企画部	部長	三田 善之
34	市関係	桐生市総務部	部長	向田 博行
35	市関係	桐生市保健福祉部	部長	伊藤 裕司
36	市関係	桐生市子どもすこやか部	部長	須藤まりこ
37	市関係	桐生市産業経済部	部長	今泉 勝浩

38	市関係	桐生市都市整備部	部長	大澤 順
39	市関係	桐生市都市整備部	参事	河内 浩幸
40	市関係	桐生市地域振興整備部	局長	中島 晃
41	市関係	桐生市水道局	局長	高橋 勝幸
42	市関係	桐生市議会事務局	局長	金子 輔
43	市関係	桐生市教育委員会教育部	部長	河合 恵子
44	市関係	桐生市教育委員会教育部	参事	須藤 英隆

監事 2名

(順不同・敬称略)

N0.	区 分	所属機関・団体	役 職	氏 名
1	市関係	桐生市監査委員事務局	事務局長	瀬谷 和穂
2	市関係	桐生市出納室	会計管理者	助川登志子

参与 29名

(順不同・敬称略)

N0.	区 分	所属機関・団体	役 職	氏 名
1	市議会関係	桐生市議会	議員	飯島 英規
2	市議会関係	桐生市議会	議員	歌代 公司
3	市議会関係	桐生市議会	議員	渡辺 恒
4	市議会関係	桐生市議会	議員	関口 直久
5	市議会関係	桐生市議会	議員	園田 基博
6	市議会関係	桐生市議会	議員	北川 久人
7	市議会関係	桐生市議会	議員	久保田裕一
8	市議会関係	桐生市議会	議員	近藤 芽衣
9	市議会関係	桐生市議会	議員	工藤 英人
10	市議会関係	桐生市議会	議員	丹羽 孝志
11	市議会関係	桐生市議会	議員	岡部 純朗
12	市議会関係	桐生市議会	議員	福島 賢一
13	市議会関係	桐生市議会	議員	佐藤 光好
14	市議会関係	桐生市議会	議員	河原井 始
15	市議会関係	桐生市議会	議員	周藤 雅彦
16	報道関係	株式会社朝日新聞社 前橋総局	総局長	星井 麻紀
17	報道関係	株式会社産業経済新聞社 前橋支局	支局長	佐藤 克史
18	報道関係	株式会社上毛新聞社 桐生支局	支局長	毒島 正幸
19	報道関係	株式会社東京新聞社 前橋支局	支局長	秦 淳哉
20	報道関係	株式会社毎日新聞社 前橋支局	支局長	上鶴瀬 浄
21	報道関係	株式会社読売新聞東京本社 前橋支局	支局長	大野 展誠
22	報道関係	日本放送協会 前橋放送局	局長	國廣 明美
23	報道関係	群馬テレビ株式会社	東毛支社長	大須賀慶子
24	報道関係	ぐんま民友	代表取締役	対馬 浩芳

25	報道関係	株式会社日刊きりゅう	代表取締役	対馬 浩芳
26	報道関係	株式会社桐生タイムス社	取締役事業推進室長	小澤 義明
27	報道関係	光ケーブルテレビ株式会社	代表取締役	松島甚三郎
28	報道関係	株式会社 FM 桐生	代表取締役	塚越 隆史
29	報道関係	株式会社日本工業経済新聞社 前橋支局	支局長	長井 有弘

計 103 名

湯けむり国スポぐんま桐生市実行委員会の設置について（案）

1 趣旨

令和 8 年 7 月 15 日に日本スポーツ協会理事会において、群馬県での国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の 2029 年（令和 11 年）の開催が正式に決定されたことから、国民スポーツ大会開催基準要項第 25 条第 1 項に基づき、現在の組織である「第 83 回国民スポーツ大会桐生市準備委員会」（以下「準備委員会」という。）を改組し、「湯けむり国スポぐんま桐生市実行委員会」（以下「実行委員会」という。）を設置する。

2 実行委員会の概要

（1）名称

湯けむり国スポぐんま桐生市実行委員会

（2）組織

- ・準備委員会の総会、常任委員会及び各専門委員会は、実行委員会に引き継ぐ。
- ・第 83 回国民スポーツ大会の開催に必要な業務を行う。

（3）役員

会長、副会長等の役員は、準備委員会の役員を充てる。

3 会則の改正等

- （1）組織名称を変更するとともに、準備委員会の会則等を改定する。
- （2）これまでの準備委員会で決定した方針、計画及び関係諸規定のうち、「第 83 回国民スポーツ大会」とあるものは「湯けむり国スポぐんま」に読み替え、さらに「準備委員会」とあるものは「実行委員会」に読み替えるものとする。

【参考】国民スポーツ大会開催基準要項

第 25 条 開催県実行委員会及び会場地市町村実行委員会

1 開催県及び会場地市町村は、大会運営のためにそれぞれ実行委員会を設置する。ただし、公開競技に係る実行委員会については、当該中央競技団体が開催関係機関・団体と協議の上、必要に応じて設置する。

第 8 3 回国民スポーツ大会桐生市準備委員会会則の改正（案）

新旧対照表

現行	改正後（案）
第 8 3 回国民スポーツ大会桐生市準備委員会会則	湯けむり国スポぐんま桐生市実行委員会会則
（名称）	（名称）
第 1 条 本会は、第 8 3 回国民スポーツ大会桐生市準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。	第 1 条 本会は、湯けむり国スポぐんま桐生市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。
（目的）	（目的）
第 2 条 準備委員会は、第 8 3 回国民スポーツ大会において、桐生市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営を期するために必要な業務を行うことを目的とする。	第 2 条 実行委員会は、第 8 3 回国民スポーツ大会において、桐生市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営を期するために必要な業務を行うことを目的とする。
（所掌事項）	（所掌事項）
第 3 条 準備委員会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事務及び事業を行う。	第 3 条 実行委員会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事務及び事業を行う。
（1）～（5）略	（1）～（5）略
（6）その他、準備委員会の目的達成に必要な事項に関すること。	（6）その他、実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。
（組織）	（組織）
第 4 条 準備委員会は、会長及び委員をもって組織する。	第 4 条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。
2 略	2 略
（役員）	（役員）
第 5 条 準備委員会に次の各号に掲げる役員を置く。	第 5 条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。
（1）～（4）略	（1）～（4）略
第 6 条 略	第 6 条 略
（役員の職務）	（役員の職務）
第 7 条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。	第 7 条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 及び 3 略

4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

(任期等)

第 8 条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は所属機関の役職を離れたときは、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2～4 略

(参与)

第 9 条 準備委員会に参与を置くことができる。

2～4 略

(会議の種類)

第 10 条 準備委員会に次に掲げる会議を置く。

(1)～(3) 略

第 11 条～第 15 条 略

(事務局)

第 16 条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 略

(経費)

第 17 条 準備委員会の経費は、負担金、その他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第 18 条 準備委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 19 条 準備委員会の会計年度は、毎

2 及び 3 略

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第 8 条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は所属機関の役職を離れたときは、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2～4 略

(参与)

第 9 条 実行委員会に参与を置くことができる。

2～4 略

(会議の種類)

第 10 条 実行委員会に次に掲げる会議を置く。

(1)～(3) 略

第 11 条～第 15 条 略

(事務局)

第 16 条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 略

(経費)

第 17 条 実行委員会の経費は、負担金、その他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第 18 条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 19 条 実行委員会の会計年度は、毎

年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 準備委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第20条 準備委員会は、その目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

2 準備委員会が解散した場合において、その残余財産は、桐生市に帰属するものとする。

(委任)

第21条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第20条 実行委員会は、その目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散した場合において、その残余財産は、桐生市に帰属するものとする。

(委任)

第21条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

湯けむり国スポぐんま桐生市実行委員会会則（案）

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、湯けむり国スポぐんま桐生市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第83回国民スポーツ大会において、桐生市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営を期するために必要な業務を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事務及び事業を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備に係る経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 桐生市を代表する者
- (2) 桐生市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係機関及び関係団体を代表する者
- (4) 知識経験を有する者
- (5) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 10 名以内
- (3) 常任委員 40 名以内
- (4) 監 事 3 名以内

(役員を選任)

第6条 会長は、桐生市長をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

3 監事は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。

(役員の職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項各号に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は所属機関の役職を離れたときは、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解くことができる。この場合において、会長は、必要に応じて委員等を補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告しなければならない。

4 委員等は、無報酬とする。

(参与)

第9条 実行委員会に参与を置くことができる。

2 参与は、会長が委嘱する。

3 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じて助言を行う。

4 参与の任期等については、前条の規定を準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。
 - 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
 - (1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。
 - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。
 - 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面により議決に加わることができる。この場合において、当該委員は出席したものとみなす。
 - 6 総会の議事は、出席委員（代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 7 会長は、必要に応じて参与に総会への出席を求めることができる。
 - 8 会長は、必要があると認めるときは、委員へ事前に送付した議案に対して書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。
(常任委員会)
- 第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。
- 2 委員長は、会長をもって充てる。
 - 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
 - 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。
 - 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
 - 6 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
 - 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 総会を招集する時間的余裕がない緊急な事項に関すること。
 - (3) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託及び委任事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
 - 8 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会において準用する。
 - 9 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員から報告があった事項を次の総会に報告するものとする。
 - 10 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から委任又は付託された事項について調査及び審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。
- 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

(書面議決)

第14条 書面による議決は、次に掲げる方法により実施する。

- 1 会長は、返信期限を定めて、議案書、書面表決書及びその他資料等を委員に送付する。
- 2 委員は、議案について賛否を記載した書面表決書を会長に提出することによって、議案に関する議決権を行使する。
- 3 委員は、議決権を行使するに当たり、議案の内容について質疑等を行うことができる。
- 4 会長は、委員から質疑等があった場合、書面表決書の返信期限の前に、全ての委員に対して質疑等及び回答内容を報告しなければならない。
- 5 書面議決による委員会は、期限内に委員の過半数から書面表決書の返信があった場合、有効に成立したものと認める。
- 6 書面表決書は、委員の署名又は記名がないものは無効とする。
- 7 議案は、書面による表決に参加した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第15条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第16条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第17条 実行委員会の経費は、負担金、その他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第 18 条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 19 条 実行委員会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第 7 章 解散

(解散)

第 20 条 実行委員会は、その目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散した場合において、その残余財産は、桐生市に帰属するものとする。

第 8 章 補則

(委任)

第 21 条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、令和 8 年 3 月 25 日から施行する。

(経過措置)

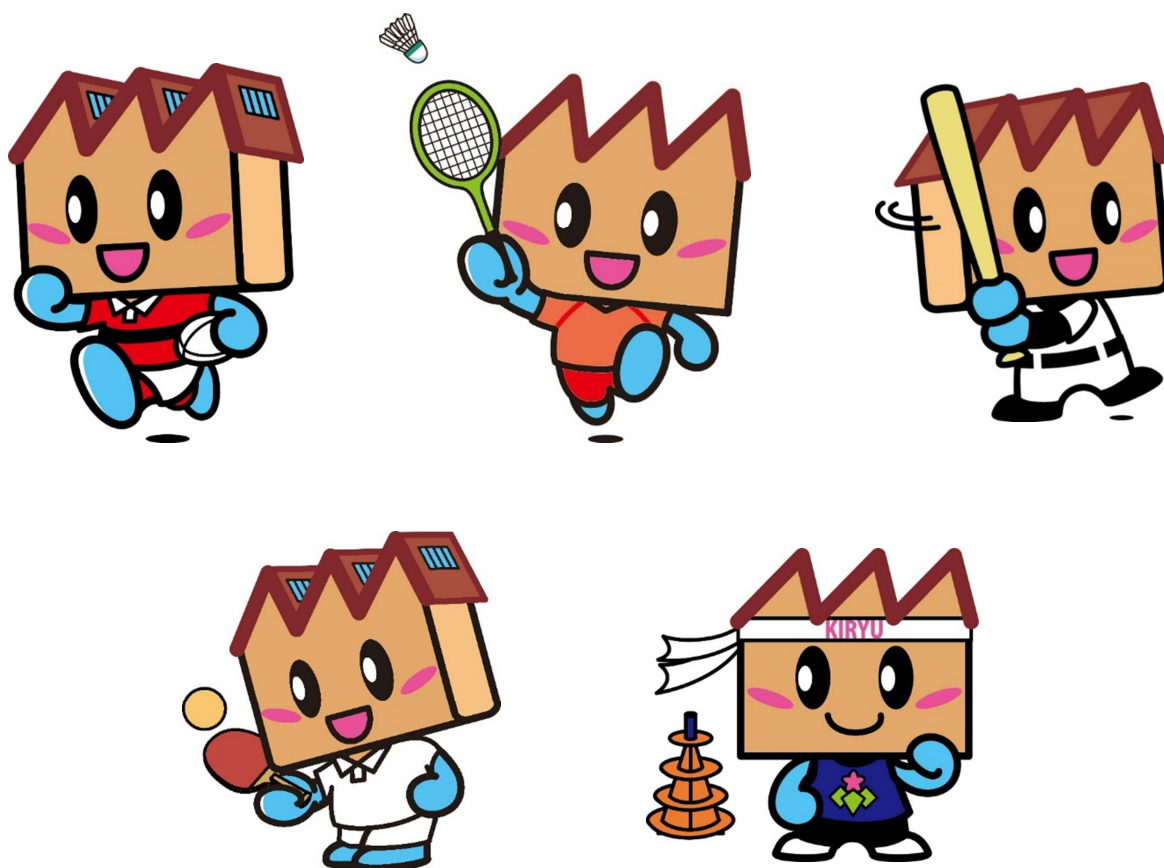
2 この会の設立当初の会計年度は第 19 条の規定にかかわらず、この会則の施行の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

附 則

1 この会則は、令和 8 年 月 日から施行する。

2 この会則の施行の際、現に第 83 回国民スポーツ大会桐生市準備委員会の委員、監事、参与又は専門委員である者は、それぞれ湯けむり国スポぐんま桐生市実行委員会の委員、監事、参与又は専門委員に委嘱されたものとする。

3 この会則の施行の際、現に制定されている第 83 回国民スポーツ大会桐生市準備委員会の方針、計画及び関係諸規定のうち、「第 83 回国民スポーツ大会」とあるものは「湯けむり国スポぐんま」と読み替え、さらに、「準備委員会」とあるものは「実行委員会」と読み替えるものとする。



第 83 回国民スポーツ大会 桐生市準備員会事務局
(桐生市市民生活部スポーツ・文化振興課 国民スポーツ大会準備室)
〒376-8501 桐生市織姫町 1 番 1 号 3 階
TEL : 0277-46-1541 FAX : 0277-43-1001
Email : kokusupo@city.kiryu.lg.jp